

(国際登録の消滅による効果)

第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

本条は、国際登録が消滅した場合の効果を扱った規定である。

ここでいう国際登録の消滅は、その原因を問わず、議定書の利益を受けることができなくなった状態を示している。

第1項は、国際商標登録出願の段階で国際登録が消滅した場合について規定しており、この場合は、国際商標登録出願は取り下げたものとみなすこととしている。

第2項は、設定の登録の後、即ち商標権となった後で国際登録が消滅した場合について規定しており、この場合は、国際登録に基づく商標権は消滅したものとみなすこととしている。（この場合、第69条の規定のように、国際登録において指定されていた商品又は役務が複数あり、その一部についての消滅の場合は、その効果は、国際登録に基づく商標権の指定商品又は指定役務ごとに生じることになる。）

第3項は、第1項及び第2項の効果の発生時期について規定している。

国際登録の効果の消滅について、議定書に規定はなくその効果及びその効果の発生時期についても締約国の判断に委ねられているが、我が国ではその効果

については第1項及び第2項に規定し、効果の発生時点については、本項において国際登録簿から消滅した日から生ずることとした。国際登録簿により国際登録に基づく商標権の消滅を管理することとしているからである。

(国際登録に基づく商標権の存続期間)

第六十八条の二十一 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その国際登録の日（その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもつて終了する。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。

3 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

4 国際登録の存続期間の更新がなかつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

本条は、国際登録に基づく商標権の存続期間について規定したものである。国際登録に基づく商標権は国際登録を基にするものであり、その存続期間は国際登録の存続期間と一体である。また、その更新は国際事務局に対して行うものであり、更新自体の記録は、国際事務局が行うものである。

したがって、本条を商標法中に規定した理由は、国際登録に基づく商標権者（＝国際登録の名義人）や国際事務局以外の者＝日本国における商標権の行使対象者となりうる者にとって、商標権の存否は重大な関心事項であるので1条をおこして規定したものである。

第1項は議定書第6条(1)に関係するものである。事後指定の場合であっても、事後指定の日から10年ではなく国際登録の日から10年で終了する。

ただし、日本国を事後指定した場合に、その時期が国際登録日から10年経過した後である場合など、日本国で設定の登録がされたのが国際登録の更新の後

の場合も想定されるため、ただし書を設けて国際登録の更新がされている場合は直近の更新された日から10年とした。

第2項は議定書7条(1)に関係するものであり、国際登録に基づく商標権が国際登録の更新によりその存続期間が更新され得ることを明らかにしたものである。

第3項は議定書7条(1)に関係するものである。国際登録の更新は日本国特許庁が行う手続ではなく、国際事務局が行うものであるので、国際登録簿に更新の記録がされたときは、更新されたものとする規定である。

第4項は議定書7条(1)に関係するものである。その趣旨は第3項と同じである。ただし、本来更新の発効日までに更新がされなくても6月間は割増登録料の納付を条件に更新が認められている(議定書第7条(4))。このことから、日本国では更新がないことが国際事務局から通報されない限り国際登録に基づく商標権は存続されたものとして扱い、更新がないと通報があった場合には、本来の存続期間の満了時にさかのぼって満了したものとみなすこととした。

(存続期間の更新登録の特例)

第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権については、第十九条から第二十二條まで並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権についての第二十三條第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは「国際登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。

本条は、国際登録は国際登録簿で管理され、その存続期間及びその更新については国際登録の性格を踏まえて前条(第68条の21)で規定したことに伴い、商標権の存続期間の規定は、国際登録に基づく商標権に適用しないことを規定した。

第1項において第23条第3項の適用を除かないのは、国際登録の更新の通知があったときは、その旨を商標公報に掲載することは、従来の特許権の更新登録がされた場合と変わらないからである。その読み替えは、第2項において規定する。

第2項は、国際登録の更新があったときに、国際登録に基づく商標権の更新については商標公報に掲載する旨を規定したものである。その際に出願公開に係る商標公報の掲載事項と同様に必要な読み替えを規定したものである。

(商標権の分割の特例)

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の規定は、適用しない。

本条は、商標権の分割の規定(第24条)が、国際登録に基づく商標権には適用されないことを規定したものである。

国際登録では、国際登録の名義人の変更を伴わずに、国際登録の対象である商品又は役務を二以上に分割することができないことから、商標権の分割の規定を国際登録に基づく商標権については、適用することはできない。

なお、商標権の分割の規定は商標法条約(TLT: Trademark Law Treaty)第7条(2)の規定を実施するための規定であるが、国際登録に基づく商標権については国際登録簿の管理に基づくために日本国独自で取扱うことはできないことから、商標権の分割によるメリットを受けることはできないこととなる。

(団体商標に係る商標権の移転の特例)

第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七条第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。

2 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の三の規定は、適用しない。

本条は、団体商標に係る商標権の移転の規定についての特例を定めたものである。

国際登録では、商標の種別(団体商標(証明・保証)の種別)変更はできないことから、日本国で団体商標として商標登録した場合は、団体商標としてしか移転できないことを規定したものである。

商標法上は、団体商標としての移転を希望する旨及びその新商標権者である法人が第7条に規定する団体である証明書の提出がされないときは、通常の商標権として移転されたものとして扱われる規定(第24条の3第1項)があるが、上述の通り、国際登録では商標の種別の変更はできないことから、この規定の適用はできない。

そこで、団体商標の国際登録に基づく商標権については、第7条第3項の証明書の提出がない限り移転することはできないこととした。

(商標権の放棄の特例)

第六十八条の二十五 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

本条は、商標権の放棄の特例について規定している。

商標権の放棄については、その商標権に使用权、質権が設定されているときはその者の承諾がなければ商標権の放棄をすることができない(第35条において準用する特許法第97条第1項)。

しかし、国際登録に基づく商標権の放棄をするときは、その承諾書の提出を求めることは議定書の手続上できず、したがって、同第97条第1項を準用する商標法の規定をそのまま準用できない。そこで、その準用を除外する規定を設ける(第2項)こととした。一方、商標権の放棄の規定の適用がないままでは、国際登録に基づく商標権の放棄ができないとの誤解を招くおそれがあるので、

第1項において国際登録に基づく商標権は放棄できることを規定したものである。

(商標権の登録の効果の特例)

第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において読み替えて準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

本条は、国際登録に基づく商標権の移転・放棄による消滅・処分の制限の効果の発生要件について規定したものである。

国際登録に基づく商標権の移転、消滅は国際登録簿で管理されること、また、相続その他の一般承継の場合について、その他の理由(譲渡)による移転と区別した取扱いを議定書上していないことから、第35条で読み替えて準用する特許法第98条第1項第1号の規定を直接適用できないので特例を設けたものである。

第2項で規定している事項については、次条(第68条の27)に規定するとおり、移転と放棄による消滅は国際登録簿記載事項であり、処分の制限は国内の商標原簿の登録事項である。

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

本条は、商標原簿への登録事項の特例を規定したものである。

国際登録に基づく商標権についての登録すべき事項は、日本国内にある商標原簿と国際事務局の管理下にある国際登録簿で管理される事項の双方があることから、それぞれの事項によって登録先を明らかにしたものである。

商標権の「分割」については、第68条の23で規定したように、国際登録の分割はあり得ないことから規定していない。

また、商標権の「回復」についても、国際登録において商標法上の商標権の回復と同じ事象は発生しないことから規定していない。

その他、第71条第1項第2号から第4号に規定される事項については、国際登録に基づく商標権についても、同条の規定が適用される。

第2項において、「登録されたところによる。」と規定したのは、国際事務局による国際登録簿の管理をいう。

第2項に掲げる事項は、国際事務局が国際登録簿で管理する事項であるが、第1項に掲げる事項を規定するのみでは、国際登録に基づく商標権についてのその他公示すべき事項についての取扱いが不明となることから、商標法中に一項を設け、国際登録簿により公示されたところに従って効力が発生する旨を明らかにしたものである。

なお、登録事項中の「処分の制限」については、国際登録簿の記録事項に含まれるものであるが、処分の制限自体の重要性、及び我が国の裁判所等の決定により日本国特許庁が最初に知得し国際事務局に通知する事項であること等から、日本国特許庁の管理する商標原簿に登録すべき事項として規定することとした。

(手 続 の 補 正 の 特 例)

第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第十五条の三（第五十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用す

る場合を含む。)の規定により、指定された期間内に限り願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について補正をすることができる。

2 国際商標登録出願については、第六十八条の四十一の規定は、適用しない。

本条は、国際商標登録出願の補正のできる時期を定めたものである。

国際商標登録出願においては、その補正の内容は、願書の記載事項と見なされた国際登録簿に記録される必要があるが、国際登録簿の記録内容を日本国特許庁からの通報により変更するためには、その変更内容に係るものが拒絶理由通知に対してなされたものであることが必要であることから補正の時期の特例を規定した。

このような自発的な補正の制限を設けたとしても、国際商標登録出願人すなわち、国際登録の名義人は、直接、国際事務局に国際登録の対象となる商品又は役務の減縮をすることができることから(議定書第9条の2(iii)、特段の不利益を受けることにはならない。

なお、国際事務局への手続により拒絶理由を回避することとした場合、拒絶理由に対して意見書を提出する相当の期間内(第15条の2、第15条の3第1項)にされたものでなくても、査定又は審決時に拒絶理由に関する指定商品又は指定役務が削除されていれば、他の登録要件については具備していることを条件に登録をすべき旨の査定又は審決がされることになる。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特例)

第六十八条の二十九 国際登録に基づく商標権についての第六十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号」とあるのは「第二十三条第一項、第六十八条の二十五第一項若しくは第六十八条の二十六第一項」と、「第七十一条第一項第一号」

とあるのは「第六十八条の二十七第一項において読み替えて適用する第七十一条第一項第一号、第六十八条の二十七第二項」とする。

本条は、指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の規定についての特例である。

国際登録に基づく商標権に第7章の2第2節の特例規定で読み替えたり、適用しないこととしている条項について、形式的に第69条の読み替えを設けて適用しないこととしているのである。

対象とするのは、第20条4項、特許法第97条第1項、同第98条第1項第1号、同第71条第1項第1号である。これらは、全て第7章の2第2節に別途の特例規定がおかれているものである。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料（以下この条において「個別手数料」という。）として、一件ごとに、四千八百円に一の区分につき八万千円を加えた額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、十五万千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項（別表第一号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。

本条は議定書第8条(7)に規定する個別手数料について規定するものである。

日本国は審査主義国としての業務負担に相当する費用を収支見合いで徴収することから、議定書第8条(7)(a)の宣言を行い、個別手数料の徴収を選択する予

定である。

この個別手数料は、国際事務局が徴収し日本国に払い込むものであるが、日本国の歳入となるものであるので、商標法上に規定する必要があり、その金額を本条第1項に規定したものである。国際登録を受ける者が日本国での保護を求める場合には、国際登録の前提として個別手数料を本条で定める本邦通貨に相当するスイスフランを国際事務局に支払うことが必要となる。

この個別手数料は、商標登録出願の出願料（第76条第2項（別表第1号に掲げる部分））と設定の登録のための登録料（第40条第1項、第41条の2第1項）を併せた性格を有してするものである。なお、我が国で商標権取得ができなかった場合においても、個別手数料の返還はしない。

また、料金の額は、議定書8条(7)(a)の規定に従い、国際手続の利用による節約分を減じた額としている。

本条の規定中「額に相当する額」としたのは、国際事務局から我が国へ送金される際の為替変動を考慮したものである。

なお、議定書8条(7)(a)は、「第三条の三の規定に基づき自国を指定する国際登録」と規定しており、この国際登録には国際登録後にされる事後指定（国際登録後の領域指定）をも含んでいることから、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、国際登録(事後指定のときは国際登録簿への記録)前に、個別手数料を国際事務局に納付する必要がある。

第2項は、更新の際に必要な個別手数料を定めたものである。更新の料金も個別手数料として議定書8条(7)(a)に定められている。料金の額は、議定書8条(7)(a)の規定に従うが、国際手続の利用による節約分はないものとして国内と同じ料金（第40条第2項）としている。

第3項は、個別手数料を規定したことに伴い、登録料及び出願料の規定を適用しないこととしたものである。

個別手数料については、国際事務局が徴収し、かつ、その徴収権限を有するという議定書の規定上、国による登録料の納付の免除(第40条第3項)、国と民間との共有減免（第40条第4項）、分割納付（第41条の2）、利害関係人による

納付（第41条の3）の規定の適用はない。

（通商産業省令への委任）

第六十八条の三十一 第六十八条の九から前条までに定めるもののほか、
議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通
商産業省令で定める。

本条は、第7章の2第2節の規定に関し、議定書及びその規則を実施するた
めの事項を通商産業省令へ委任する旨の規定である。

二. 商標登録出願等の特例

（国際登録の取消し後の商標登録出願の特例）

第六十八条の三十二 議定書第六条(4)の規定により日本国を指定する国際
登録の対象であつた商標について、当該国際登録において指定されてい
た商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたとき
は、当該国際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は
一部について商標登録出願をすることができる。

2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当すると
きは、同項の国際登録の国際登録の日（同項の国際登録が事後指定に係
るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日）にされたものと
みなす。

- 一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から三月以
内にされたものであること。
- 二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であつた商
標と同一であること。
- 三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録
において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。

- 3 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第四条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。
- 4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第二項の規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。
- 5 第一項の規定による商標登録出願についての第十条第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部（第六十八条の三十二第一項の国際登録において指定されている商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。）」とする。

本条は、議定書第9条の5を実施するための規定である。

議定書第9条の5は、国際登録の日から5年以内に、本国官庁の所在する国において、その国際登録の基礎となった商標登録出願又は商標登録がその効果を失わせるような事態が発生すると、その効果を失った範囲で国際登録の保護を受けることができない(議定書第6条(3))場合(通常、このような事態をセントラルアタックと呼んでいる。言い換えれば、その国際登録の基礎出願若しくは基礎出願に係る登録又は基礎登録の理由の如何を問わない失効により、その国際登録の保護がその保護が及んでいる締約国で失われることをいう。)には、国際登録による保護を得ていた締約国にもとの名義人が国際登録の対象であった商標及び商品又は役務について再度その締約国において国内出願をできる途を開き、かつ、その出願には、国際登録の日(事後指定による保護の場合は事後指定の日)まで当該出願の出願日の遡及効を認めるといふ、各締約国ごとの救済手段を定めたものである。

第1項は、国際登録が取り消された場合に、日本国商標法に基づくの商標登録出願をすることができる旨を規定する。(いわゆるセントラルアタックによるものであることを明らかにするために、「議定書第6条(4)の規定により」とあらわしている。また、本条の規定の適用を受けられるのは、我が国を指定してい

た国際登録であることを明らかにするため「日本国を指定する国際登録」と規定している。「全部又は一部について」と規定しているのは、国際登録の効力が及んでいたもの国際登録の名義人は、取り消された国際登録の商品又は役務の全部の全部について、全部の一部について、一部の全部について、一部の全部についての出願もすることができる趣旨である。）

第2項は、第一項の商標登録出願について国際登録の日（事後指定に係る商標登録出願である場合には、事後指定の日）にされたものとみなされるという効果と、その要件を規定している。この国際登録の日までの遡及効を認めるのは、議定書第9条の5に基づくものである。

第1号は、議定書第9条の5(i)に対応する条件である。第2号は、同第9条の5本文中の「同一の標章に係る標章登録出願」に対応する条件である。第3号は、同第9条の5(ii)に対応する条件である。同第9条の5(iii)に対応する条件は、本条第5項の規定による商標登録出願は、第5条の規定による商標登録出願の要件も満たす必要があることや、出願料金（第76条第2項別表第1号に掲げる部分。実際の料金額は特許法等関係手数料令第4条に規定される。）、方式審査事項（第77条第2項において準用する特許法第17条3項）にあらわれる。

第3項は、議定書第9条の5の要請を受けたものである。議定書上「当該国際登録についてその名義人が優先権を有していた場合には、当該名義人であった者は、同一の優先権を有するものとする」と規定されていることから、取り消された国際登録にパリ条約第4条の規定による優先権が認められていたときは、本条の規定による出願にその優先権が認められることになる。「優先権の主張」が認められるとしなかったのは、優先権自体が認められるのか、その優先権を主張することが認められるのか紛れるおそれがあるからである。また、この場合は、議定書の要請により優先権主張手続なしでその出願日の優先日が認定されることになる。また、「国際登録に係る国際商標登録出願」についてとしたのは、優先権は出願について認められるものだから平仄をあわせたものである。

第4項は、議定書第9条の5の要請ではないが、我が国においては、国際商

標登録出願についても、優先権主張手続をすれば、パリ条約の例による優先権主張（第9条の3及び第13条において準用する特許法第43条の2第2項：商標法条約（TLT）やWTO加盟国の国民にもパリ条約上の優先権を認めるというもの）を認めることとしていることから、かかる優先権主張が認められている場合においても、パリ条約の優先権について定めた前項と同様に優先権が認められる。

第5項は、第1項の規定による商標登録出願については商標登録出願の分割の特例を定めたものである。本条第1項の規定による商標登録出願は、商標法第5条の規定による商標登録出願であるので第3節の特例規定を除き、通常の商標登録出願と同様に扱われる。

しかし、商標登録出願の分割をすると、その分割に係る新たな出願は、もとの商標登録出願の出願時にしたものとみなされる効果がある（第10条第2項本文）。一方、出願人が、もとの国際登録において指定した商品又は役務の範囲を超えた内容の商標登録出願をした場合に、その超えた範囲について出願の分割をし、当該範囲の新たな出願がもとの出願の範囲内であるが、もとの国際登録の範囲外であるような場合に、出願時をもとの国際登録の日までさかのぼらせるのは妥当ではないため、出願の分割のできる範囲を、もとの国際登録の範囲内（もとより第1項の規定による商標登録出願の出願時の範囲内にあること）に限定したものである。

（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）

第六十八条の三十三 議定書第十五条(5)(b)の規定により、日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二条(1)の規定に基づく国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の国際登

録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

本条は、締約国が議定書を廃棄(議定書第15条)したことにより、その締約国の国民等である者が、議定書の締約国の国民等という資格を失い議定書の利益を受けることができなくなるときに、既にその者の国際登録の保護が及んでいた我が国(締約国)への国際登録と同一の内容について商標登録出願を認めることを規定したものであり、議定書第15条(5)(b)の規定を受けたものである。

第1項は議定書の廃棄により、国際登録による保護を我が国で受けることができなくなった者が、その有していた国際登録と同一の内容で我が国に商標登録出願をすることができる旨規定している。「日本国を指定する国際登録」として我が国を指定していた国際登録に限るというのは前条と同じ趣旨である。「国際登録の名義人が議定書第2条(1)の規定に基づく国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは」とは、国際登録の保護を受けることができなくなった者という意味である。前条と異なり、「全部又は一部について」の文言はないが、これは、締約国による議定書の「廃棄」という性格に基づくものであり国際登録の一部のみが廃棄の結果失効したりすることはないことによる。この場合には、国際登録の範囲内で、商標登録出願をすることができる。

第2項は、前条の準用規定である。再出願できる期間が異なるほかは前条と同じであるので規定の準用をしているものである。

(拒絶理由の特例)

第六十八条の三十四 第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八條の三十二第一項若しくは第六十八條の三十三第一項若しくは第六十八條の三十二第二項各号(第六十八

条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていないとき」とする。

- 2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六十八条の三十二第二項又は前条第一項の規定による商標登録出願（第六十八条の三十七及び第六十八条の三十九において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という。）については、第十五条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

本条は、セントラルアタック後の再出願と廃棄後の再出願についての拒絶理由の特例を定めている。

第1項は、通常の商標登録出願の拒絶理由のほか、出願日のみなし効果の要件を拒絶理由として追加したものである。

再出願については、その出願日のみなし効果の要件を満たしていない場合には、通常の商標登録出願として扱うのではなく、商標登録出願を拒絶することとした。これは、その要件を満たしていない場合にまで国際登録に係る出願について厚い保護をする必要はないものと考えられるからである。

第2項は、もとの国際登録について、我が国で国際登録に基づく商標権としてその保護が確定していた場合には、その再出願については、実体的拒絶理由に関する審査を行わないこととしたものである。これは、再出願に係る出願人、商標、指定商品又は指定役務が同一の範囲内であることから、再度その同一対象について実体的要件の審査を要しないことによるものである。

また、第15条第3号にいう第6条第1項又は第2項の要件違反について審査を行えることとしたのは、我が国でH商標登録されたものであっても、日本語で商標登録出願されたときは、必ずしも過去の商標権の商品及び役務の区分に従ってなされるものとは限らない（より少ない任意の範囲で指定がなされた場合、出願人の考えた区分が適切でないことはあり得る）。この場合、区分の数は料金に関連するために実質的に最初の審査が必要であるとの理由によるものである。